中野区放課後子ども総合プラン

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画の位置づけと期間

中野区では、子ども・子育て関連3法を踏まえ、次世代育成支援行動計画等のこれまでの取組みを検証しつつ、子どもと子育て家庭への支援に関する総合的な計画として「中野区子ども・子育て支援事業計画」(以下、「支援事業計画」という。)を平成27年3月に策定しました。

この「中野区放課後子ども総合プラン」は、支援事業計画で定めた事項の うち放課後子ども関係事業について、支援事業計画の基本理念に基づき、総 合的で着実な推進を図ることを目的とした行動計画として策定するもので す。

また、当プランは、支援事業計画の計画期間と同様に平成27年度から平成31年度までの5年間を一期とするものです。なお、今後、支援事業計画の改定が行われる場合には、当プランについて所要の見直しを行ったうえで必要事項を支援事業計画に一体化させることを予定しています。

(2) 基本理念

[子どもたちがのびのびとすこやかに成長し子どもを育てる喜びを感じながら、安心して子育てができるまち]

支援事業計画の基本理念を当プランにおいても基本理念とします。

(3) 基本目標

- 子どもの年齢、保護者の就労など状況に応じた児童の放課後対策が図られ、 保護者は安心して就労でき、子どもは安全な環境で放課後を過ごせています。
- すこやか福祉センター、子ども施設、学校と地域の活動が連携し、地域全 体で子どもと子育て家庭を見守っています。
- 活動のなかで新たな地域人材が増え、地域の育成活動が広がっています。
- 放課後の安全な居場所が整い、地域の協力を得ながら、子どもたちが、さまざまな体験・活動をする機会が広がっています。

(4) 推進体制

これまでもキッズ・プラザの整備にあたっては、教育委員会と地域支えあい推進室とが連携し、学校施設の活用方法や運営内容の調整などを行ってきました。今後も、両部局が十分に連携しつつ、放課後子ども教室の運営委員会等への学校長の参加など、当プラン推進のための取組みを進めます。

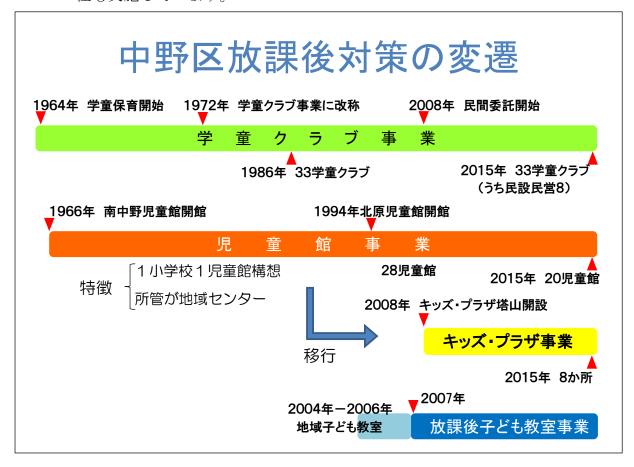
2 中野区の放課後子ども関係事業

(1) 中野区の放課後対策の変遷

昭和41年、南中野児童館の開館以来、「1小学校区1児童館」の方針により、29の小学校区に28の児童館を整備してきました。併せて小学校内で実施していた学童保育事業を児童館内に整備しました。昭和47年に、学童クラブ事業と名称を変更しています。

平成17年、「新しい中野をつくる10か年計画」では、小学生の遊び場を小学校内に整備することとし、キッズ・プラザの整備にともなう児童館の再編計画を示しました。

また、平成16年には、国の地域子ども教室事業を受けて、中野区地域子 ども教室事業を時限的に実施し、その後、放課後子ども教室事業として、現 在も実施しています。



(2) キッズ・プラザ事業

小学生が広い校庭や体育館を活用してのびのびと学年を超えて交流し、豊かな体験ができる「放課後の子どもたちの安全安心な遊び場」として小学校内で実施しています。小学1年生から6年生までを対象とし、学童クラブを待機となった児童や高学年の児童にも、放課後安心して過ごせる居場所として利用されています。

平成20年、キッズ・プラザと遊び場開放事業の統合による子どもたちの 放課後対策事業を放課後子どもプランに位置づけ、区立塔山小学校に第1号 のキッズ・プラザ塔山を開設、その後順次開設を進め、平成26年までに8 小学校で展開しています。

(3) 学童クラブ事業

① 区立学竜クラブ

小学校区毎に区立学童クラブを整備しています。児童館やキッズ・プラザ に併設を基本としています。平成26年「中野区放課後児童健全育成事業の 設備及び運営に関する基準条例」を制定し、施設や職員に関する基準を定め、 運営の基本としています。

また、平成20年から民間事業者に委託を開始し、平成28年4月にすべての区立学童クラブは委託となります。委託にともない、時間延長などサービスの充実を図っています。

委託学童クラブの時間延長の実施

午後6時から午後7時 (通年)

午前8時から午前8時30分 (学校休業日)

② 民設民営学童クラブ

待機児童対策として、平成19年に民設民営学童クラブの誘致を開始しました。区立学童クラブの待機児童は、住宅事情や学校の統合の影響などによる地域格差があり、最大定員70人を維持しつつ待機児童の解消を図るためにエリア内に民設民営学童クラブの開設を誘致しています。

運営内容は、区立に準じ、保育料・おやつ代については同様としています。 民設民営学童クラブにも「中野区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準条例」が適用され、区の基準に従い運営補助を行っています。

委託学童クラブの時間延長の実施

午後6時から午後8時 (通年)

午前8時から午前8時30分 (学校休業日)

(4) 放課後子ども教室推進事業

放課後子ども教室推進事業は、平成19年に開始し、放課後及び学校の休業日に小学校等を活用して、地域住民の参画を得て、子どもたちとともに勉強、スポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等を行う事業を実施することにより、子どもたちが地域社会において安心してすこやかに育成される環境の整備を推進することを目的としています。

対象は、幼児から中学生までで、区民団体に委託して実施しています。

(5) 児童館における学校地域連携事業の実施

放課後子ども教室の連携型として、すべての児童館で学校地域連携事業を 実施しています。小学校や児童館で、地域の活動協力者の協力を得てスポー ツや体験活動を実施し、学童クラブ児も参加することができます。

3 中野区放課後子ども総合プランの推進

(1) キッズ・プラザ事業

① キッズ・プラザ整備計画

平成35年までにすべての小学校にキッズ・プラザを整備していきます。 ア 統合を予定している小学校へのキッズ・プラザの整備

平成32年 中野神明小学校と新山小学校の統合新校舎内 大和小学校と若宮小学校の統合新校舎内

平成33年 桃園小学校と向台小学校の統合新校舎内

平成34年 新井小学校と上高田小学校の統合新校舎内

平成35年 多田小学校と新山小学校の統合新校舎内

すでに統合した平和の森小学校は新校舎の建築にあわせ開設します。

イ 統合の予定がない小学校へのキッズ・プラザの整備 次の6校は、平成30年から平成35年の間に整備を計画しています。 中野本郷小学校内、桃園第二小学校内、上鷺宮小学校内 江原小学校内、北原小学校内、啓明小学校内

② 学童クラブとの一体型の運営

キッズ・プラザへの移行計画に伴い、児童館内の区立学童クラブは、小学校内に移転します。学童クラブ児は、おやつや昼食を食べたり、帰りの会などの独自の活動は専用の学童クラブ室で過ごしますが、他の時間帯は校庭や体育館で自由に遊んだり、キッズ・プラザで実施する活動には一緒に参加します。

③ プログラムの充実

キッズ・プラザと学童クラブの運営の一体性を確保するため両事業の業務 については、事業者に一体的に委託し両事業の従事者が連携する多様な活動 の展開を目指します。

放課後子ども教室として、地域の方々の協力を得てプログラムを充実し、 特に高学年児童にとって魅力ある活動を展開し、すべての小学生が安全で充 実した放課後を過ごすことができるキッズ・プラザとしていきます。

(2) 学童クラブ事業

① 区立学童クラブのサービスの充実

これまでも事業者への業務委託にあたり、保護者の就労状況に合わせた開設時間の延長を行っています。今後もすべての区立学童クラブで継続して実施していきます。

② 民設民営学童クラブの開設促進

統合移転により廃止となる学校に対応した学童クラブのエリアについては、区立学童クラブを廃止し、民設民営学童クラブを誘導開設することを基本とします。

当面は、待機児童対策として区立学童クラブに準じた運営を求めていきますが、将来的には、事業者の独自のサービスの提案など事業者の創意ある運営を求めていくこととします。

(3) 放課後子ども教室推進事業

区民団体に委託して実施する放課後子ども教室については、実施数と内容の充実を図ります。地域の独自性や特色ある活動の提案を募集し、小学生だけでなく、中学生の活動場所の確保など、全ての子どもを対象とした多様なプログラムの実施につなげていきます。